

デイサービス庵原屋日和館
利用契約書
重要事項説明書



基本理念

全ての人の尊厳のために

私達は、全ての人の尊厳を守ります。

ご利用者様のために

私達は、サービスを求める全てのご利用者様に、誠実かつ献身的に仕え、その自立を支援します。

地域とともに

私達は、介護サービスを通じて社会に貢献し、地域の方々と強い絆を育みます。

未来へ

私達は、先進かつ不屈の精神で、常に新しい事に挑戦します。

最高のものを

私達は、一人一人がプロとしての倫理と誇りをもち、謙虚な姿勢で臨み、最善を尽くします。

デイサービス庵原屋日和館利用契約書

様(以下「利用者」という)と(有)庵原屋(以下「事業者」という)は、利用者がデイサービス庵原屋日和館(以下「事業所」という)において、事業者から提供される通所介護又は介護予防通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という)を締結します。

第一章 総則

第1条(契約の目的)

- 1.事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める通所介護又は介護予防通所介護サービスを提供します。
- 2.事業者が利用者に対して実施する通所介護又は介護予防通所介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項は、重要事項説明書に定めるとおりとします。

第2条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定又は要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の30日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条(通所介護計画又は介護予防通所介護計画の決定・変更)

- 1.事業者は、利用者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って契約者の通所介護計画又は介護予防通所介護計画を作成するものとします。
- 2.事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画又は介護予防通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3.事業者は、通所介護計画又は介護予防通所介護計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4.事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、又は利用者若しくはその家族等の要請に応じて、通所介護計画又は介護予防通所介護計画について変更の必要があるかどうかを評価し、その結果、通所介護計画又は介護予防通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及び

その家族等と協議して、通所介護計画又は介護予防通所介護計画を変更するものとします。

5. 事業者は、通所介護計画又は介護予防通所介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条(介護保険又は介護予防給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条(介護保険又は介護予防給付対象以外のサービス)

1. 事業者は契約者との合意に基づき、重要事項説明書において定めた介護保険又は介護予防給付対象外のサービスを提供します。
2. 事業者は、サービス実施地域外の送迎サービスを、介護保険又は介護予防給付対象外のサービスとして提供するものとします。
3. 前1項及び2項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
4. 事業者は前1項及び2項に定めるサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条(サービス利用料金の支払い)

1. 事業者は、利用者が支払うべき介護保険又は介護予防給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費又は介護予防サービス費として市町村から給付を受ける額(以下、介護保険給付額という。)の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
2. 利用者は要支援度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費(「保険者は(保険給付費を)支給すべき額の限度において、当該被保険者に代わり、当該サービス事業者に支払うことができる」介護保険法第41条第6項法定代理受領方式)を差し引いた差額分(介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合)を事業者に支払うものとします。
但し、利用者が要介護(支援)認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。(要介護(支援)認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。)
3. 第5条第1項及び第2項に定めるサービスについて、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
4. 前項の他、利用者は食事の提供にかかる費用と、おむつ代等利用者の日常

- 生活上必要となる諸費用実費を、事業者を支払うものとしします。
5. 事業者は当月の利用料金合計の請求書を、翌月 15 日までにご利用者に送付します。
 6. 支払方法が自動口座振替の場合、毎月 27 日を基準とする金融機関指定日に、ご利用者の指定の口座より自動引き落としされます。この場合、金融機関の通帳記帳をもって、領収証とさせていただきます。
 7. 支払方法が金融機関にお振込みの場合、ご利用者は受け取った請求書の全額を、当月の 27 日まで振込手数料をご負担のうえ、事業者の指定口座にお振込み願います。

第 7 条(利用日のキャンセル・変更・追加)

1. 利用者は、利用期日前において、通所介護又は介護予防通所介護サービスの利用をキャンセル、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者は速やかに事業者申し出るものとしします。
2. 事業者は、第 1 項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議するものとしします。

第 8 条(利用料金の変更)

1. 第 6 条第 1 項及び第 2 項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができますものとしします。
2. 第 6 条第 3 項及び第 4 項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の 2 か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
3. 契約者は、前項の変更不同意である場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第 9 条(事業者及びサービス従事者の義務)

1. 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとしします。
2. 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとしします。
3. 事業者は、利用者に対する通所介護又は介護予防通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを 2 年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとしします。
4. 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その

他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第10条(守秘義務等)

事業者、および通所介護員等の従業者は、サービス提供をする上で知り得た秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2. 事業者は、従業者が退職後、正当な理由がなく在職中知り得たご利用者又は、そのご家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

事業者は、利用者およびご家族の個人情報を、次の目的以外には使用することはできません。

- ① 事業者が介護サービスのご利用者に提供するサービス
- ② 介護保険事務
- ③ 事故等の報告
- ④ 利用者のサービス向上
- ⑤ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携
- ⑥ ご家族等への心身の状況説明
- ⑦ 緊急時における病院、救急隊等に対する状況説明
- ⑧ 保険事務の委託
- ⑨ 審査支払い機関へのレセプトの提出
- ⑩ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

3. 事業者は利用目的の変更及び追加が生じた場合、ご利用者に対し通知、または公表を行います。

4. 個人情報の使用条件

- ① 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、ご利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らしません。
- ② 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示します。

5. 緊急を要すると判断した場合は、必要最小限の個人情報を、上記以外の者に提供することもある。その場合は、相手方に対して、関係者以外の者に漏れることのないよう厳重に注意を促すとともに、速やかにご利用者に対して報告します。

6. 事業者は、ご利用者又は、そのご家族からの求めがあった時には、個人情報の利用を中止します。

第四章 契約者の義務

第 11 条(契約者の施設利用上の注意義務等)

1. 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
2. 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
3. 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

第 12 条(損害賠償責任)

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 13 条(損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

1. 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
2. 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
3. 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
4. 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 14 条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求すること

はできないものとしします。

第六章 契約の終了

第 15 条(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

1. 利用者は以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとしします。
 - ① 利用者が死亡した場合
 - ② 要介護認定又は要支援認定により利用者の心身の状況が、非該当又は自立と判定された場合
 - ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - ④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - ⑥ 第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
2. 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとしします。

第 16 条(契約者からの中途解約)

1. 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 30 日前までに、デイサービス庵原屋日和館利用契約解除届出書(様式 1)にて通知するものとしします。
2. 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - ① 第 8 条第 3 項により本契約を解約する場合
 - ② 利用者が介護保険施設に入居または入所した場合
 - ③ 利用者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合

第 17 条(契約者からの契約解除)

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

1. 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護又は介護予防通所介護サービスを実施しない場合
2. 事業者もしくはサービス従事者が第 10 条に定める守秘義務に違反した場合
3. 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
4. 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 18 条(事業者からの契約解除)

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1.利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2.利用者による、第 6 条に定めるサービス利用料金の支払いが 2 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 3.利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 19 条(精算)

第 15 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、利用者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 11 条第 2 項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第 20 条(苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 21 条(協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

平成 18 年 7 月 1 日	施行
平成 24 年 3 月 1 日	改正
平成 25 年 1 月 1 日	改正
平成 26 年 11 月 1 日	改正
平成 27 年 12 月 1 日	改正

デイサービス庵原屋日和館重要事項説明書

当事業所は利用者に対して指定介護予防通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- | | |
|---------|----------------|
| ① 法人名 | 有限会社 庵原屋 |
| ② 法人所在地 | 静岡市清水区江尻町4番41号 |
| ③ 電話番号 | 054-363-6868 |
| ④ 代表者氏名 | 代表取締役 鈴木敏博 |
| ⑤ 設立年月 | 昭和23年12月1日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|----------|--|
| ① 事業所の種類 | 指定通所介護事業所
指定介護予防通所介護事業所
平成18年7月1日指定
平成24年7月1日更新 |
| 加算対象サービス | 予防通所介護運動器機能向上加算
予防通所介護サービス提供体制加算Ⅰ-イ
予防通所介護処遇改善加算Ⅰ
通所介護個別機能訓練Ⅱ
通所介護サービス提供体制加算Ⅰ-イ
通所介護処遇改善加算Ⅰ
通所介護入浴介助加算 |

- | | |
|-------------|----------------|
| ② 事業所の番号 | 2274205588 |
| ③ 事業所の名称 | デイサービス庵原屋日和館 |
| ④ 事業所の所在地 | 静岡市清水区江尻町4番41号 |
| ⑤ 電話番号 | 054-363-6868 |
| ⑥ 事業所長(管理者) | 小池さぎり |

⑦ 当事業所の運営方針

要支援状態等の心身の状況を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の負担軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

- | | |
|--------|-----------|
| ⑧ 開設年月 | 平成18年8月1日 |
| ⑨ 利用定員 | 30名 |

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

静岡市清水区域(高部・柏尾・飯田地区を除く東名高速道路以北、由比、興津、蒲原、三保、折戸地域を除く)とする。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	営業時間	月～土	8:00～17:30
サービス提供時間	月～土	9:15～16:30	
定休日	毎週日曜日	及び	12月31日～1月3日

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定介護予防通所介護サービス及び指定通所介護サービスを提供する職種及び職員は、次の人数を下回らないものとして配置しています。

管理者	1名	生活相談員	2名	介護職員	4名
看護職員	1名	機能訓練指導員	1名		

平成27年4月1日現在

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

本サービスは介護保険から給付されますが、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合をご負担願います。

〈サービスの概要〉 基本サービス

- | | |
|----------|---|
| ① 食事介助 | 食事の準備、介助を行います。
●当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
●利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
●食事 12:00～13:00 |
| ② 入浴 | 利用者の希望により入浴又は清拭を行います。 |
| ③ 排せつ | 利用者の排せつの介助を行います。 |
| ④ 送迎サービス | 利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費をご負担いただきます。通常のサービス実施地域から 10 km以内 802 円、10 km以上 1604 円。 |

利用料単価

平成 27 年 8 月 1 日現在

介護度	単位				ご利用者概算負担額				
	基本単位 (7~9 時間)		サービス提供 体制強化加算 I-I ※1	処遇改善 加算 I ※2	合計	負担割合			
	1割	2割							
要支援 1	月単位	1,647	72	4.0%	1,788	月額	1,836	3,771	
要支援 2	月単位	3,377	144				3,521	3,616	7,427
要介護 1	日単位	656	18	4.0%	674	日額	692	1,364	
要介護 2		775					793	814	1,672
要介護 3		898					916	940	1,932
要介護 4		1,021					1,039	1,067	2,191
要介護 5		1,144					1,162	1,193	2,451

※1 サービス提供体制強化加算 I-I

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 50%以上であること。

※2 処遇改善加算 I

介護職員の賃金の改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること等の基準に適合していること。

※10.27 円/単位(地域区分:6 級地・静岡市)ご利用者負担額は概算であり、目安として表示してあります。

※介護度によって上限額(区分支給限度基準額)が定められています。上限額を超えた分は、全額ご利用者負担となります。

個別加算対象サービス

運動器機能向上加算(要支援 1~2)

225 単位/月(月あたりご利用者負担額:240 円位)

機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、運動器機能向上計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

個別機能訓練加算 II(要介護 1~5)

56 単位/日(1 回あたり利用者負担額:60 円位)

機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、同じ目標を持ち同じ訓練が設定された 5 人程度以下のグループ(個別対応含む)に対して、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

入浴介助加算(要介護 1~5)

50 単位/回(1 回あたり利用者負担額:53 円位)

加算対象サービスについて、利用するサービスの種類や実施日、実施内容等は、ケアプラン又は介護予防プランに沿い、通所介護又は介護予防通所介護計画に定めます。

利用者が要介護(支援)認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護(支援)の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

- | | |
|-------------------------------|---|
| ● 食事の提供にかかる費用
1 回あたり 823 円 | 利用者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。 |
| ● アクティビティ、サークル活動に係る材料代等の実費 | 利用者の希望によりアクティビティ、サークル活動に参加していただくことができます。 |
| ● オムツ代 一枚 154 円 | |
| ● パット代 一枚 51 円 | |
| ● 複写物の交付
1 枚につき 10 円 | 利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 |
| ● 日常生活上必要となる諸費用実費 | 日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。紙おむつ:154 円 パット:51 円 |

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、以下の方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額となります。)

- 自動口座振替 毎月 27 日に契約者指定の口座より自動引き落としします。

この場合金融機関の通帳記帳をもって領収証といたします。

- 現金お支払い 通所介護担当者又は、フロントにて手続きを行ないます。
-

(4)利用のキャンセル、変更、追加

利用予定日の前に、利用者の都合により、通所介護又は介護予防通所介護サービスの利用を中止、変更、追加できます。

サービス利用の変更・追加の申し出があった場合、他の利用可能日時を提示します。

基本的にキャンセル料はいただきませんが、ご都合によりキャンセルされる場合は速やかにご連絡ください。

6. 苦情の受付について

当事業所における苦情の受付

当事業所のサービス提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。苦情を申し立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

事業主体や施設に設置している、ご利用者からの苦情に対応する窓口

窓口の名称 苦情解決責任者:鈴木和佳子

苦情受付担当者:小池さざり

電話番号 054-363-6868 (月～土曜 8:00～17:30)

担当者不在時でも、当直者が対応いたします。

上記以外のご利用者からの苦情に対応する主な窓口等

窓口の名称 1. 静岡県国民健康保険団体連合会

Tel054-253-5590 平日 8:30～17:00

2. 静岡市葵区役所高齢者福祉課

Tel054-221-1201 平日 8:30～17:15

3. 静岡市駿河区高齢介護課

Tel054-287-8678 平日 8:30～17:15

4. 静岡市清水区高齢介護課

Tel054-354-2115 平日 8:30～17:15

7. 消費税について

この契約書及び重要事項説明書に記載された料金のうち、介護保険給付に係る料金は消費税の非課税対象ですが、ご利用者の個々の選択によるサービスは、消費税の課税対象となります。該当する費用は、消費税が含まれた料金で記載しております。

平成 年 月 日

デイサービス庵原屋日和館利用契約解除届出書

事業者名 有限会社 庵原屋

代表取締役 鈴木 敏博 宛

私は、通所介護又は介護予防通所介護利用契約にあたり、契約者、事業者双方合意のもと、デイサービス庵原屋日和館利用契約書第 16 条 1 項の規定により、契約の解除を届けます。

契約解除の理由

契約解除日 平成 年 月 日

契約者ご住所

ご芳名

印

代理人ご住所

ご芳名

印

1. 通所介護又は介護予防通所介護サービスの提供の開始に際し、デイサービス庵原屋日和館通所介護利用契約を締結します。
2. 通所介護又は介護予防通所介護サービスの提供の開始に際し、事業者からデイサービス庵原屋日和館通所介護について、重要事項の説明を受けました。

以上を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

契約締結日		平成	年	月	日
利 用 者 ご 住 所					

(個人情報 使用同意者)	ご 芳 名				⑩
代 理 人 ご 住 所					

(個人情報 使用同意者)	ご 芳 名				⑩
事 業 者 住 所 静岡市清水区江尻町 4 番 41 号					

事業社名 有限会社 庵原屋					

代 表 者 代表取締役 鈴木敏博					

重要事項説明書					

説 明 者 氏 名					
